

新旧比較表

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="311 525 1216 745">太陽光発電設備からの電力買取 に関する契約約款 (やまがた未来くるエネルギー補助金)</p> <p data-bbox="608 1459 920 1491">令和6年4月 制定</p> <p data-bbox="430 1617 1083 1669">株式会社やまがた新電力</p>	<p data-bbox="1484 514 2315 651">太陽光発電設備からの電力買取 に関する契約約款</p> <p data-bbox="1736 1438 2062 1480">令和6年9月 実施</p> <p data-bbox="1558 1596 2211 1648">株式会社やまがた新電力</p>	<p data-bbox="2478 1480 2700 1501">実施日の記載変更</p>

## 新旧比較表

変更前	変更後	変更理由
<p>附則</p> <p>(1) この買取約款は、2024年4月1日より適用いたします。</p> <p>(2) 2024年4月1日からの発電側課金制度導入に伴う対応については別紙のとおりといたします。</p>	<p>附則</p> <p>(1) この買取約款は、2024年9月検針日より適用いたします。</p> <p>(2) 2024年4月1日からの発電側課金制度導入に伴う対応については別紙のとおりといたします。</p>	適用日の変更
<p>「別表」 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等</p> <p>2. 買取料金の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 当社は、買取料金を毎月の検針日に属する月の翌月の末日までに、発電者が指定する金融機関の指定口座に振り込むことにより支払うものとします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。</p> <p>(2) 買取料金が550円(税込)に満たない場合、当該月の買取料金は翌月に繰り越しし、一括して支払うものとします。なお、繰り越し後も買取料金が550円(税込)に満たない場合は550円(税込)を超過するまで繰り越しものとします。ただし、繰越が発生している場合も毎年3月末日には繰越金額を確定し、翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>(3) 所轄の送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日での支払いができない場合、当該買取料金は次の支払期日までに支払うものといたします。</p>	<p>「別表」 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等</p> <p>2. 買取料金の支払方法および支払期日</p> <p>(1) 買取料金の支払いは、発電者が指定する金融機関の指定口座に振り込むことにより支払うものとします。</p> <p>(2) 当社は、10月分から3月分までの買取料金を4月末日までに、4月分から9月分までの買取料金を10月末日までに、それぞれ支払うものといたします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。</p> <p>(3) 買取開始年で3月または9月までの期間が半年に満たない場合は、買取開始月から3月または9月までの月までの期間といたします。なお、所管の一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日までの支払いができない場合、当該買取料金は、次の支払期日までに支払うものといたします。</p>	買取料金の支払いサイクルの変更